

岡山市小規模工事低価格見積調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市小規模工事取扱規程（平成15年市訓令甲第73号。以下「規程」という。）第10条第2項の規定に基づき、各局室及び各区における小規模工事に係る見積合わせの結果、許容価格を著しく下回る見積の提出があった場合において、契約の相手方を決定するための手続を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許容価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (2) 税抜き許容価格 許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。
- (3) 低価格見積調査 次条に掲げる対象工事の見積合わせにおいて第4条に規定する調査基準価格未満の額で見積書を提出した者がある場合、最低の価格で見積書を提出した者を契約の相手方として決定するか否かを決定するために行う調査をいう。
- (4) 低価格見積者 有効な見積書を提出した者のうち調査基準価格未満の価格で見積書を提出したすべての者をいう。

(対象工事)

第3条 規程第2条に基づく小規模工事とする。

(調査基準価格)

第4条 低価格見積調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、税抜き許容価格の100分の75（小数点第1位以下は切り捨て。）とする。

(調査班の設置)

第5条 第4条に規定する調査基準価格未満の価格で見積書の提出があった場合は、直ちに低価格見積調査班（以下「調査班」という。）を設置する。

2 調査班は、班長及び班員をもって組織する。

- 3 班長は、当該小規模工事施工担当課長をもって充て、班長に事故があるときは、あらかじめ班長が指名する班員がその職務を代理する。
- 4 班員は、当該対象小規模工事施工担当課の職員のうち、2人以上を班長が指名する。
- 5 班長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を班員に加えることができる。

(予備調査)

第6条 執行者は、対象工事の見積合わせにおいて、第4条に規定する調査基準価格未満の価格による申込みがあったときは、契約の相手方の決定を保留するものとする。

2 班長は、前項の規定に基づき決定を保留したときは、低価格見積者全員から見積価格内訳書(様式第1号。以下「内訳書」という。)を提出させるものとする。

3 提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 班長は、第2項の規定により提出させた内訳書について、次に掲げる項目ごとの金額を確認する調査(以下「予備調査」という。)を行い、その金額が当該各項目ごとに定めた数値基準を満たさない項目が1つでもある場合は、当該低価格見積者を当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断して失格とし、次条以下の調査は行わないものとする。

(1) 直接工事費 発注設計図書における直接工事費の額に100分の85を乗じて得られた額以上であること。

(2) 共通仮設費積上分 金額が計上されていること。ただし、発注設計図書において計上されている場合に限る。

(3) 諸経費 金額が計上されていること。

(調査の開始)

第7条 班長は、前条第4項の予備調査においてすべての項目を満たしている低価格見積者のうち最低の価格で見積書を提出した者(以下「最低価格見積者」という。)について調査を開始する。

(調査の内容)

第8条 調査班は、書類審査、聞き取り調査等により、次に掲げる要件を満たすか否かの調査を実施する。

- (1) 見積書、内訳書等において、積算に矛盾がなく、適正な見積りに基づいた価格であること。
- (2) 発注設計図書で指定した数量に基づいて積算していること。ただし、建築工事の数量は、特別の理由がある場合を除き、発注設計図書に添付の参考内訳に計上の数量に基づいて積算していること。
- (3) 発注設計図書に適合した品質、規格の材料及び製品による積算であること。
- (4) 単価は、算出根拠が適正であること。
- (5) 労務費単価が法定最低賃金未満の金額となっていないこと。

2 調査班は、前項の規定による調査の結果が同項各号に掲げる要件のいずれをも満たす場合において、特に必要と認めるときは、関係機関等に照会し、最低価格見積者について次に掲げる事項の調査を実施する。

- (1) 経営状況
- (2) 建設業法違反事例、指名停止等信用不安の有無
- (3) その他調査班の班長が必要と認めた事項
(落札者とししない場合)

第9条 最低価格見積者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の相手方として決定しない。

- (1) 提出書類等が前条第1項各号に掲げる要件を満たしていないとき。
- (2) 前条第2項の規定による調査の結果、申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。
- (3) 低価格見積調査に協力しないとき。
(失格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 記名押印がない見積価格内訳書を提出した者
- (2) 見積書に記載された見積価格と異なる合計金額の内訳書を提出した者
- (3) 各項目の全部又は一部に金額の記載がない場合等内容に不備がある内訳書を提出した者
(調査結果等の報告)

第11条 調査班の班長は、調査が終了したときは、低価格見積調査票(様式第2号)により岡山市小規模工事審査委員会(以下「委員会」という。)に調査及び予備調査の結果を報告するものとする。

2 調査班の班長は、調査に際し最低価格見積者等から提出された提出書類等その他書類に虚偽記載があると認めるときは、速やかに委員会に報告するものとする。

(審査及び決定)

第12条 前条に定める報告を受けた委員会は、その結果をもとに最低価格見積者を契約の相手方と決定するか否かを審査する。

2 前項の審査の結果、委員会が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと判断した場合は最低価格見積者を契約の相手方として決定し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合は最低価格見積者を契約の相手方とせず、次順位者を契約の相手方と決定するものとする。

3 第8条からこの条までの規定は、前項の規定により、次順位者を契約の相手方と決定する場合において、次順位者が低価格見積者であるときについて準用する。次順位者以降が低価格見積者である場合も同様とする。

4 第2項の規定により委員会が契約の相手方を決定したときは、施工担当課長は、直ちに当該契約の相手方として決定した者に対して決定を通知するとともに、第6条及び第8条の規定により提出書類等を提出した者に対し、調査結果を通知するものとする。

(書類の開示)

第13条 この要綱の規定に基づいて提出された書類は、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第12条の規定による意見書提出の機会を設けることなく、開示することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月26日財政局長決裁)

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

低価格見積調査票

1 工事名	
2 最低価格見積者名	
3 最低見積価格 円(対税抜き許容価格 %，対直接工事費 %)	
4 税抜き許容価格 円	5 直接工事費(本市設計分) 円
6 工事概要	
7 調査項目	
(1) その価格により見積した理由	
(2) 見積書，見積価格内訳書及び見積書の内容	
(3) 見積価格内訳書(金額の記載がないもの，マイナス金額がないか。)	
(4) 材料及び製品(発注設計図書に適合した品質，規格となっているか。)	
(5) 単価の算出根拠	
(6) 労務費単価(法定最低賃金未満になっていないか。)	
8 追加項目(7(1)～(6)の調査後，なお疑義がある場合の調査項目)	
(1) 経営状況	
(2) 信用状況	
(3) その他必要な事項	
9 処理方針	
10 調査班意見	

低価格見積調査票

No2

工事名					
工種	設計金額A	見積金額B	差額（円）	B/A（%）	主な理由
合計					